

令和8年度 旭市開放学校のしおり



令和8年3月1日 改訂

はじめに

旭市の小・中学校体育施設（体育館、運動場、柔・剣道場）は、「旭市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」（以下「規則」という。）に基づいて、学校教育に支障のない範囲で使用種目を指定し、市民のスポーツ及びレクリエーション活動にご利用いただいております。

この事業は、利用団体と学校及び市の提携のもとで、青少年の健全育成並びに市民の健康増進や体力向上、また併せて生涯にわたりスポーツに親しむことができ、豊かなスポーツライフを送っていただけるよう実施しております。

※本書に登場する単語・略称とその意味

単語・略称	読み方・正式名称等	意味・備考
SMS	エスエムエス (Short Message Service)	電話番号を用いたメッセージ機能の 団体登録時にはこれを受信可能な 電話番号の登録が必須
市 HP	旭市ホームページ	書類のダウンロードは市 HP で可能 フォーム申請用の URL や QR もある
DL	ダウンロード (Download)	Web 上のファイルを保存すること
フォーム	LoGo フォーム	Web から回答できるフォームサービス
URL	ユアールエル (Uniform Resource Locator)	Web 上にある HP やファイル等がある 場所を示す住所のようなもの
QR	キューアール (Quick Response) 2次元バーコード	縦と横の2方向に記録できるコード
登録申請書	旭市開放学校利用団体登録申請書	第1号様式・フォーム申請可。
登録書	旭市開放学校利用団体登録書	登録申請書を受理後に交付する書類
許可申請書	旭市開放学校利用許可申請書	第2号様式・フォーム申請可。
利用希望 調査票	旭市開放学校利用希望調査票	当該フォームでは「利用希望調査票」 および「許可申請書」による手続きを 一本化している。
許可書	旭市開放学校利用許可書	許可申請書を受理後に交付する書類

【開放学校の概要】

1. 利用条件（団体）

- (1) 旭市内在住・在勤・在学で組織された10名以上の団体で、責任者が明確であり、教育委員会に登録したもの。
- (2) スポーツ活動を目的とする団体で、スポーツ安全保険に加入していること。
(複数の団体に所属する場合は、所属する全ての団体でスポーツ安全保険に加入すること。)
- (3) 営利を主たる目的とする使用でないこと。

2. 開放学校

※古城小学校は施設の改修工事が行われるため、令和8年度はご利用できません。

- (1) 体育館：小・中学校（19校）※斜体字は1面のみ
中央小学校 ・ 琴田小学校 ・ 干潟小学校 ・ 富浦小学校 ・ 矢指小学校
共和小学校 ・ 豊畑小学校 ・ 鶴巻小学校 ・ 滝郷小学校 ・ 嚶鳴小学校
三川小学校 ・ 飯岡小学校 ・ 中和小学校 ・ 萬歳小学校 ・ 第一中学校
第二中学校 ・ 海上中学校 ・ 飯岡中学校 ・ 干潟中学校
- (2) 武道場：中学校（4校）
第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 海上中学校 ・ 飯岡中学校
- (3) 運動場：小・中学校（15校）
中央小学校 ・ 琴田小学校 ・ 干潟小学校 ・ 富浦小学校 ・ 矢指小学校
共和小学校 ・ 豊畑小学校 ・ 鶴巻小学校 ・ 滝郷小学校 ・ 嚶鳴小学校
三川小学校 ・ 飯岡小学校 ・ 中和小学校 ・ 萬歳小学校 ・ 第一中学校

3. 開放期間

- (1) 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
(※12月29日～1月3日を除く)
- (2) 次の場合は利用中止とする。
 - ①選挙事務に使用する場合（準備日及び当日）
 - ②学校行事（入学式や卒業式等）、学校の教育活動の一環で使用する場合
 - ③市行事等で使用する場合
 - ④災害等により、避難所として使用する場合
 - ⑤学校施設の保守点検及び工事の場合

4. 開放時間（規則第5条）

開放日	施設	開放時間	開放コマ数
月～金曜日	屋内運動場	午後6時から午後9時30分まで	19～25コマ目
土・日曜日・祝日	屋内運動場	午前9時から午後9時30分まで	1～25コマ目
	屋外運動場	午前9時から午後5時まで	1～16コマ目

※12月29日～1月3日を除く

1コマは30分とし、コマ単位で連続した2コマ以上による利用申請が可能。

1コマ目は午前9時から午前9時30分までとし、以降は30分毎に区分する。

5. 活動の種目

各学校により施設・設備が異なるため、活動種目も学校の状況に合わせて学校と協議のうえ決定する。

6. 利用回数

1団体の申請は、原則1校かつ週1回の利用とする。

ただし、利用年度中において追加申請し、許可を受けた場合はこの限りではない。

7. 照明電気料（規則第8条）

利用団体は、学校体育施設（屋内）の照明設備を使用したときは、その使用に係る電気料の実費相当額として、1時間につき1面当たり100円を納入しなければならない。なお、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする（1回の利用毎に切り上げ処理を行う）。

照明設備の使用報告は体育施設の使用終了後都度、各小中学校の体育館および武道場に備え付けのラミネートに記載されているQRからアクセス可能な「旭市開放学校体育施設兼照明設備使用報告フォーム」により、体育施設の使用報告と併せて行う。

8. SMSを活用したリマインドについて

登録済の携帯電話番号に以下のような内容のSMSを送信することがあるため了承すること。なお、行き違いにより既に対応済の際にSMSが届いた場合は対応不要。

- ①照明設備利用の報告期限が近いもしくは過ぎている旨
- ②照明設備使用料の納付期限が近いもしくは過ぎている旨
- ③市や学校の行事等により一時的に運動場の利用ができない場合
- ④運動場の利用マナー等について注意喚起を行うため
- ⑤その他、教育委員会が特に必要と認めたもの

※以下の番号から届いているか確認をお願いします。

NTTdocomo・au・Rakuten→+81 479 61 1212 または 0479 64 1212、SoftBank→243056

登録及び許可について

日 程	内 容
令和8年1月1日	市 HP に利用団体募集案内を掲載
1月7日（水）～21日（水）	1次募集開始 令和8年度年間登録申請（1次）受付期間
2月中旬	1次利用希望 調整会議実施 <u>（※利用希望内容重複団体のみ、調整会議を実施）</u> 会議実施日はスポーツ振興課より該当団体へ連絡
2月下旬	令和8年度 開放学校第1次申請【結果公表】 ・市 HP に掲載 ・スポーツ振興課へ問合せ 登録書及び許可書を交付
3月上旬	2次募集開始（追加利用含む）
3月4日（水）～13日（金）	2次利用希望申請 受付期間
3月下旬	2次利用希望 調整会議実施 <u>（※利用希望内容重複団体のみ、調整会議を実施）</u> 会議実施日はスポーツ振興課より該当団体へ連絡
4月上旬～中旬	令和8年度 開放学校第2次申請【結果公表】 ・市 HP に掲載 ・スポーツ振興課へ問合せ 「登録書（新規登録団体のみ）」・「許可書」を交付
令和8年5月～令和9年3月	3次募集開始（追加利用含む） 3次申請受付（※学校の空き状況により随時受付）

**※登録及び許可は単年度のため、継続利用している
団体が優先的に利用できるものではありません。**

1. 登録について

(1) 申請書類

①登録申請書（第1号様式）

【※会員名簿は別紙で添付可能(氏名・住所・年齢・性別・職業を記載すること。)]

②許可申請書（第2号様式）

③【第1次】利用希望調査票

(2) 申請方法

①申請書を受付期間中にスポーツ振興課または総合体育館へ提出するか、下記 URL
もしくは QR からアクセス可能なフォームにて申請すること。

(1) 団体登録申請フォーム (QR 上)

<https://logoform.jp/form/5iEn/1311822>

(2) 利用許可申請兼利用希望調査回答フォーム (QR 下)

<https://logoform.jp/form/5iEn/1311584>

※(2)のフォームでは、「許可申請書（第2号様式）」

および「利用希望調査票」による

2つの手続きを一本化している。

(※E-mail【sports-shinko@city.asahi.lg.jp]

からの申請も可能とする。)



(1)



②持参する場合は、窓口受付時間内に申請すること。

(2)

スポーツ振興課：午前9時～午後4時30分（土日・祝日・年末年始除く）

総合体育館：午前8時30分～午後9時（第2・第4月曜日、年末年始除く）

(3) 利用団体の決定方法について

①学校事業（PTAバレー等）の日程を優先する。

学校事業の追加・変更に伴い、変更が必要となった団体は再度調整する。

(※上記の場合、許可書を発行した内容も取り消しとなる。)

②利用希望が重複した団体のみ、調整会議を実施する。

③調整会議は、団体代表者（または代理）が出席すること。

④同じ曜日・時間帯に複数団体の希望が重複した場合は、団体同士の話し合いの
もと決定する。調整がつかない場合は、会議当日にクジで決定する。

(4) 登録書及び許可書の交付について

①登録書及び許可書はスポーツ安全保険（加入者名簿と領収書の写し）提出時に
交付する。

(5) 学校体育施設の鍵貸出しについて

①登録書及び許可書の交付を受けた団体は、利用する学校に登録書及び許可書を
持参し、体育施設の鍵を借りること。（第二中学校・海上中学校を除く）

②鍵の保管については、各団体の代表者が責任を持って管理すること。なお、鍵の

複製を作ってはならない。(鍵の借用届を記入し、利用する学校へ提出の上、責任者へ貸出し)

③鍵を紛失した場合は、学校及びスポーツ振興課へ速やかに連絡をすること。

※鍵の交換等が発生する場合の費用は、当該団体が負担する。

④登録の取消しをする場合は速やかにスポーツ振興課へ連絡し、登録書及び許可書を返却すること。また、学校体育施設の鍵を学校へ返却すること。

(6) 登録内容の変更

①登録内容に変更があった場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告すること。

(7) 利用許可の取消し

以下の事項に該当した場合は利用許可の取消しをする。

①虚偽の申請をしたとき。

②利用上の基準（学校体育施設開放利用基準）に違反したとき。

③利用許可に記載した事項と異なる利用をしたとき。

(8) 単発申請の特例

①申請する時間に年間登録団体の利用がある場合、原則として単発利用を優先とするため、既登録団体の利用を休止してもらう場合がある。

②年間登録団体であっても通常の利用用途以外（練習試合・大会等）で利用する場合は申請が必要となる。

(9) その他

他団体が単発利用の申請をする場合において、年間登録団体の連絡先を教えることに同意するとともに、団体同士で調整を図ること。

2. 追加年間登録（令和8年3月4日（水）から受付）

(1) 申請書類 1. 登録について（1）と同様

（※追加利用の場合は「登録申請書」及び「会員名簿」は不要）

①第2次申請：利用希望調査票は【第2次】利用希望調査票を使用すること。

②第3次申請：利用希望調査票は不要

(2) 申請方法 1. 登録について（2）と同様

※第3次申請は例年通りの申請方法（書面のみ、フォーム不可）となります。

申請方法に変更等があれば、市HP等で随時お知らせします。

(3) 手続きの流れ

※書面により申請する場合

①利用を希望する学校の空き状況をスポーツ振興課または市HPで確認する。

②申請書類一式をスポーツ振興課または市HPからDLする。

③スポーツ振興課または総合体育館へ申請書類を提出する。

※フォームにより申請する場合（1次募集・2次募集のみ）

①利用を希望する学校の空き状況をスポーツ振興課または市 HP で確認する。

②当該申請フォームへアクセスし、必要な情報を入力し回答する。

（4）年間登録申請受付

①第2次申請：希望内容受付後、重複分のみ調整会議で決定する。

②第3次申請：空いている学校体育施設については随時年間登録の受付を行う。

（5）登録書・許可書の交付

①第2次申請：調整会議終了後準備が整い次第、登録書（新規登録団体のみ）・許可書を交付。

②第3次申請：随時準備が整い次第登録書（新規登録団体のみ）・許可書を交付。

（6）登録内容の変更 1. 登録について（6）と同様

（7）利用許可の取消し 1. 登録について（7）と同様

（8）その他

他団体が単発利用の申請をする場合において、年間登録団体の連絡先を教えることに同意するとともに、団体同士で調整を図ること。

学校体育施設開放利用基準

1. 利用について

- ①利用は許可を受けた日時及び登録した会員に限る。
- ②駐車場等を利用する場合は、予め学校により指定された場所を利用すること。
- ③施設や備品の破損又は紛失の場合は、速やかに学校及びスポーツ振興課に連絡し指示に従うこと。**破損などの場合は、団体の責任において速やかに原状回復すること。**
- ④学校施設の鍵は、団体責任者が**借用書を記入の上**管理する（鍵の複製は禁止）。
- ⑤**団体責任者は体育施設使用終了後都度、各小中学校の体育館および武道場に備え付けのQRからアクセス可能な「旭市開放学校体育施設兼照明設備使用報告フォーム」にて、必要な情報を入力し、体育施設および照明設備の使用状況を報告すること。**
※紙の体育施設利用簿は令和8年3月末をもって廃止。

2. 使用種目

- ①体育館及び柔・剣道場
 - (1)バレーボール (2)バスケットボール、ミニバスケットボール
 - (3)バドミントン (4)体操・ダンス等 (5)武道（剣道、空手、柔道等）
 - (6)その他（協議の上決定）
- ②運動場
 - (1)野球（対象：小・中学生） (2)サッカー（対象：小学生）
 - (3)陸上 (4)その他（協議の上決定）

3. 設備・器具等の使用

- ①許可を受けた種目の器具以外は使用禁止とする。
- ②指定された器具（清掃具）以外を使用する場合、学校の許可を得ること。
- ③学校の備品（ボール等）は使用禁止とする。
- ④**団体所有の用具を学校に置くことを禁止とする。**
- ⑤体育館は土足での使用を禁止とする。
- ⑥柔・剣道場は裸足で使用すること。
- ⑦運動場はスパイクでの使用を禁止する。
- ⑧既存施設に変更を加えないこと。

4. 清掃・施錠・消灯

- ①使用した器具等を元に戻し、きちんと清掃を行うこと。
- ②施設の消灯、戸締り及び施錠をすること。
- ③ラインを引いたときはラインを消すこと。
- ④退校の際には校門を閉めること。

5. 使用上の注意事項

- ①学校敷地内及びその周辺は禁煙とする。
- ②体育館内及び運動場内では、水分補給以外の飲食は禁止とする。
- ③ゴミは持ち帰ること。
- ④幼児同伴のときは、保護者が付き添うこと。
- ⑤自動車の駐車は指定場所のみとし、運動場への乗入れ、路上駐車は禁止する。
- ⑥運動場の状態が不良の場合は使用を禁止とする。
- ⑦固定施設（遊具等）の使用を禁止とする。
- ⑧学校施設を放課後児童クラブで使用している場合があるので、十分注意して使用すること。
- ⑨近隣住民への迷惑や遊具で遊ぶ児童に危険が及ばないように練習方法を工夫すること。
- ⑩指定体育施設以外のトイレ使用を禁止とする。
- ⑪夜間利用する団体は午後9時30分までに必ず学校敷地内から退出すること。
※駐車場等でたむろする、大声で騒ぐなど近隣に迷惑をかけないこと。
- ⑫工事区域及び立入禁止区域には立入らないこと。
- ⑬敷地内での盗難・紛失等の責任は負いかねるので、各自で対処すること。
- ⑭災害時等に避難所として使用する場合は、開放学校利用を中止とする。
- ⑮器物破損事故等があった場合は、学校及び教育委員会スポーツ振興課へ連絡を
すること。また、学校の指示に従い応急措置を行うとともに、業者を手配し
速やかに修復を行うこと。この場合、原則修理費は利用団体の負担とする。

連絡体制

1. 開放学校の利用ができない場合

- (1) 選挙事務により利用できない場合
学校体育館に掲示または利用団体責任者へ連絡
- (2) 学校行事により利用できない場合
学校体育館に掲示または利用団体責任者へ連絡
- (3) 市の行事等により利用できない場合
市から利用団体責任者へ連絡
- (4) 災害等により避難所として利用する場合
市から利用団体責任者へ連絡

2. 事故発生、施設・備品等破損、鍵の紛失のとき

利用団体責任者から学校及びスポーツ振興課へ連絡

3. 連絡先

■開庁時間内

午前9時00分から午後4時30分まで（※土日・祝日・年末年始を除く）

※電話受付時間は午前8時30分～午後5時15分に変更ありません。

担当課：旭市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興班

住所：旭市二の2132番地（旭市役所4階）

電話：0479-64-1132

■開庁時間外

- ①総合体育館（電話：0479-64-1101） 午後5時15分から午後9時まで
（※第2・第4月曜日、年末年始を除く）

単発利用基準（特定日のみ利用）

特定の日に学校体育施設を利用する場合は、利用する学校へ各団体で確認してから、スポーツ振興課へご連絡ください。

希望する時間帯に年間利用団体がある場合は、単発利用を優先します。

ただし、年間登録団体が休止するのは月1回程度となるよう調整する場合があります。

利用日の1ヶ月前から1週間前までにスポーツ振興課へ連絡・申請してください。

※練習試合・交流会等は単発利用の対象となりますので、許可を受けてから利用してください。開放学校登録団体同士の練習試合で、年間を通じて利用許可を受けている学校・時間帯で実施する場合は、電話連絡のみで申請書の提出は不要とします。

1. 学校へ利用内容等を説明して、学校教育に支障がないか確認してください。（事前確認）

※確認のみで予約はできません。

※希望日時に年間利用団体が入っている場合は、団体間で調整してください。

2. 学校へ確認後、スポーツ振興課へ連絡して「許可申請書」を提出してください。

（※大会・イベント等で利用する場合は、大会要綱・イベント企画書を添付）

許可申請書はスポーツ振興課で受け取るか、市HPからDLしてください。

※単発利用の申請は例年通りの申請方法（書面のみ、フォーム不可）となります。

申請方法に変更等があれば、市HP等で随時お知らせします。

3. 「許可申請書」の内容を確認し、後日「許可書」を申請団体へ交付します。

4. 利用日の前日（前日が休日または祝日の場合は直近の平日）に学校へ許可書を持参し、鍵を受け取ってください。

5. 利用日の翌日（翌日が休日または祝日の場合は直近の平日）に学校へ鍵を返却してください。